

在留邦人の皆様へ

平成30年4月2日
在ドバイ日本国総領事館

1. 本日、アラブ首長国連邦外務国際協力省より、本年2月4日から必要となっていたUAE就労査証（ビザ）申請の際の「素行善良証明（Good Conduct Certificate）」の提出を、4月1日から一時的に見合わせるとの通知を総領事館は受領しました。
2. 従いまして、UAE就労査証取得のための素行善良証明書の提出は当面不要となりました。本件措置に関する追加情報があれば、随時お知らせいたします。

（了）

以下は本制度導入直後のお知らせです。
2018年4月2日以降、一時停止となっております。

在留邦人の皆様へ

UAEの就労査証（ビザ）を申請・取得する際に必要となる「素行善良証明書」について
（日本国内における警察証明書発給申請方法）

平成30年2月12日

※以下の手続きは、日本国内における申請方法となりますので、ご注意ください。

本年2月4日より開始された、UAE 就労査証取得に際して提出が求められる「素行善良証明書」については、我が国においては、警察庁が発行する「警察証明書」（犯罪経歴証明書）が相当します。同証明書を日本国内（外務省領事サービス室証明班）で申請される際の手順等につき、以下のとおりご案内します。

1 警察証明書（犯罪経歴証明書）の申請手続きの流れ

（1）以下にご連絡願います。（大阪分室では取り扱っておりません。）

外務省 領事局 領事サービス室 証明班

電話 （代表）03-3580-3311（内線 2308）

9時～12時30分及び13時30分から16時（月曜から金曜（除祝日））

（2）担当者にメールアドレスをお伝え下さい。

担当者から、メールアドレスに以下（3）にある取り次ぎ依頼書を含めたご案内をお送りします。すべての申請は、メールまたは FAX で行うことができますので、来訪頂く必要はありません。

（3）必要書類

・確認文書：UAE の公的機関宛記入済み申請書（写）または、オンライン申請の場合、人定事項を記入済のスクリーンショット等及び就労査証取得に際する提出書類の案内

・取次依頼書（お伝え頂いたメールアドレスに送付する案内に含まれています。）

（4）提出頂いた書類は外務省から警察庁に取り次がれ、審査を経た後、警察庁から発給の可否について連絡があります。その後、指紋の採取等を住民登録地の都道府県警察本部（東京は警視庁）で行うこととなります。

（5）指紋採取後、証明書が発給されるまでの期間や受取の方法等については、指紋を採取した都道府県警察本部（東京は警視庁）に直接ご照会下さい。

2 公印確認の申請

警察証明を取得されましたら、上記1（1）の領事サービス室証明班に対し、警察証明の公印確認の申請を行って下さい。

公印確認の申請は、領事サービス室証明班の窓口にご直接おいで頂くか、郵送でも受け付けています。

詳しくは、外務省ホームページをご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

その後、在京アラブ首長国大使館で領事認証を得てください。

<https://www.mofa.gov.ae/EN/DiplomaticMissions/Embassies/Tokyo/Pages/home.aspx>

3 駐日UAE大使館による領事認証手続き

上記2までの手続きを了したものを、駐日UAE大使館にお持ち頂き、領事認証手続きを行ってください。同大使館の所在地及び連絡先は以下のとおりです。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/middleeast.html#02>

なお、同大使館での本件認証手続きの概要について、現状、以下のとおりの情報を得ています。

(1) 認証の受付時間は09:00~11:30のみ。

(2) 代理人による申請・受取も可。

(3) 認証費用は4,500円。支払いはクレジットカード(VISAかMasterのみ)、または銀行振込み。

(4) クレジットカード払いの申請は、認証担当者が不在でない限り、認証を終えた警察証明書を申請日当日夕方に交付する。銀行振込みの場合は入金確認後の認証となるため、最短でも申請から3日間を要する。

【ご参考】駐日UAE大使館ホームページ

<https://www.mofa.gov.ae/EN/DiplomaticMissions/Embassies/Tokyo/Pages/home.aspx>

※なお、ここでご案内した手続きの方法は現時点でのものです。我が国外務省としては、本件手続きの更なる簡素化、迅速化について、本邦警察庁と引き続き協議していく予定です。手続き方法に変更が生じた際には改めてご案内いたします。

以下は本制度導入直後のお知らせです。
2018年4月2日以降、一時停止となっております。

在留邦人の皆様へ

UAEの就労査証（ビザ）を申請・取得する際に必要となる「素行善良証明書」について
（当館における警察証明書発給申請方法）

平成30年2月8日
在ドバイ日本国総領事館

2月4日より開始された、UAE就労査証取得に際して提出が求められる「素行善良証明書（我が国においては警察庁が発給する警察証明が相当）」に関しまして、当館における申請手続き等を以下のとおりご案内いたします。

※本邦における申請手続きについては、外務省領事局領事サービスセンター証明班が行います。所在地や連絡先等の詳細は以下をご参照ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000551.html

なお、本手続きは暫定的なものであり、変更などがありましたら速やかにお知らせいたします。

1. 手続きの流れ

（1）来館にあたって準備いただくもの

- ご本人様の旅券原本（有効期間内のもの）
- UAE就労査証の取得手続き中であることがわかる資料
（オンライン申請の場合、人定事項を入力済みのスクリーンショット等）
当地内務省 HP : <https://echannels.moi.gov.ae/>

※当地への転勤、新規就労を証明できる書類（例：転勤辞令、採用通知等）をお持ちの方は、原本を申請時にご提示ください。

（2）来館時の手続き（所要約20分～30分）

指紋を採取いたしますので、必ずご本人様をご来館ください。

- 旅券原本の提示
- UAE就労査証の取得手続き中であることがわかる資料の提出
（オンライン申請の場合、人定事項を入力済みのスクリーンショット等）
- （提示できる方のみ）当地への転勤、新規就労を証明できる書類の提示
- 警察証明発給申請書への記入（書式は当館に準備しております）
- 公印確認申請書への記入（書式は当館に準備しております）
- 指紋原紙への指紋押捺（指紋原紙、専用のインクパットは当館に準備しております）

(3) 警察証明書の交付（お受け取り）については、以下から選ぶことができますので、申請時に窓口で申し出下さい。

○当館でのお受け取り

○外務本省（領事サービス室）でのお受け取り

（申請人以外の方に依頼する場合には、委任状が必要です。）

○他国に存在する我が国在外公館での受け取り

2. 上記手続き完了後、お預かりした書類を当館より外務本省を通じて警察庁に送付し、「警察証明書」の発給申請を行います。申請から交付までに要する期間は、現状、警察庁から明示的な案内はありませんが、外務省としては可能な限り早期の発給につき要望していきたいと考えております。

3 UAE政府（カスタマー・ハピネス・センター）による認証手続き

※当館でお受け取りされたことを前提としたご案内です。

「警察証明書」をお受け取りになった後には、当地外務・国際協力省の管轄下にある認証センターで認証を得る必要があります。詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

UAE外務・国際協力省HP

<https://www.mofa.gov.ae/EN/Pages/default.aspx>

電話番号：80044444

所在地：Consulate District, Bur Dubai

営業時間：日曜～木曜 8:00-15:00